

委員会発案第 1 号

荒城彦一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

上記の議案を別紙のとおり議会会議規則第 1 4 条第 2 項の規定により提出する。

令和 3 年（2021 年）2 月 2 5 日

提出者 議会運営委員会
委員長 星野正仁 ⑩

柏崎市議会議長 真貝維義 様

荒城彦一議員に対する議員辞職勧告決議（案）

荒城彦一議員は、令和元年度の政務活動費の執行に関する住民監査請求を令和2年（2020年）12月23日に監査委員に提出し、その後、監査委員が受理不受理を決定する前の令和3年（2021年）1月18日に当該請求を取り下げた。

住民監査請求という方法で政務活動費の執行に関して措置を要求し、そして理由を明確にせず当該請求を取り下げたことは、柏崎市議会議員としてあるまじき行為である。

また、荒城彦一議員は、当該請求において、「事務局職員が政務活動費の会計事務を適正に執行せず、議員活動を不当に妨害し、ひいては柏崎市に損害を与える結果となった。」と主張しており、加えて、「他にも同様の事務処理の懈怠がないかを調査し、議会事務局の公正かつ健全な職務遂行を求める。」としているが、令和元年度の政務活動費に関する会計事務は、議会事務局職員により、荒城彦一議員をはじめ、全ての会派において適正に執行されており、議会事務局の業務全般にわたり、公正かつ健全なる職務執行がなされたことは、柏崎市議会として確認している。当該請求は、事実と全く異なるものであり、職員の名誉を不当におとしめるものである。

荒城彦一議員が住民監査請求を提出し、取り下げたこと、そして、その請求内容が事実と全く異なるものであることは、柏崎市議会の品位と名誉を著しく損なうものであるとともに、議会事務局職員に不当な圧力をかけ、職員の適正な職務の遂行を妨げるものである。

このことは、柏崎市議会議員倫理条例第4条に規定する議員倫理基準に違反するものであり、断じて許されるものではない。

そして、議会運営委員会が柏崎市議会議員倫理条例に基づき、荒城彦一議員に対して陳謝文の提出を求めたが、荒城彦一議員が令和3年（2021年）2月18日に議長宛てに提出した文書の内容は、自身の行為が不当であったことや、議会事務局及び事務局職員の名誉を傷つけたことを認めて反省する意思が全く見られず、その後の対応においても反省や陳謝の言葉は全くなかったことから、荒城彦一議員は、議会運営委員会の決定に従う意思がないことは明白であり、これを許容することはできない。

よって、荒城彦一議員は、事態の重大さを真摯に受け止め、自ら柏崎市議会議員の職を辞すべきであり、柏崎市議会は、議会事務局及び議会事務局職員の名誉回復と市議会の秩序確保のため、荒城彦一議員に対して辞職を勧告する。以上、決議する。

令和3年（2021年）2月25日

柏崎市議会

理由

荒城彦一議員が事実と異なる住民監査請求を提出したことに伴い毀損した議会事務局及び議会事務局職員の名誉回復と市議会の秩序確保のため。